

3 源泉所得税

(3) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分			非 課 税 分	
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員	支 払 金 額
利益又は利息の配当、剰余金の分配、 基金利息の分配、特定証券投資法人の 投資口の配当等	※ 2,769,814	148,423,325	29,684,665	9,021	6,791,878
公募・私募証券投資信託の収益の分配 及び特定株式投資信託の収益の分配	—	121,500	18,301	—	1,066
計	—	※ 148,544,825	29,702,966	—	※ 6,792,944

調査対象等：配当等の支払者から平成13年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（支払調書）」及び平成12年2月から平成13年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。

(4) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	譲 渡 利 益 金 額	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
信 用 取 引 等	32,157,750	6,431,550
転 換 社 債 等	1,384,375	276,875
そ の 他 上 場 株 式 等	121,492,240	24,298,448
計	155,034,365	31,006,873

調査対象等：平成12年2月から平成13年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の譲渡利益金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	12 年 / 11 年	
				%	
	人	千円	千円	%	
法第 204 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演 料等の報酬又は料金	230,483	24,975,872	2,619,568	105.3
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	391,818	180,922,511	22,659,578	99.2
	診 療 報 酬	14,470	295,476,685	26,463,302	97.9
	職業野球の選手、騎手、外交 員等の報酬又は料金	178,985	235,873,756	12,989,974	98.4
	芸能等についての出演・演出等の 報酬又は料金	9,409	7,321,723	749,092	103.1
	バー、キャバレーのホステス 等の報酬又は料金	13,120	11,240,208	449,697	103.1
	契 約 金 ・ 賞 金	1,577	6,051,703	231,464	101.4
	小 計	839,862	761,862,458	66,162,675	98.8
法第 203条の2 該当（公的年金等）	268,098	369,031,771	1,199,875	97.3	
法第 207条該当（生命保険契約等に基づく年金）	73,939	26,413,588	96,816	98.3	
法第 174条該当（芸能人の役務提供法人等の報酬又は料金）	1,948	9,537,758	870,843	101.9	
計	※ 1,183,847	※ 1,166,845,575	※ 68,330,208	98.8	
災害減免法により徴収猶予したもの	—	—	—	—	

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成13年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（報酬・料金等の支払調書）」及び平成12年2月から平成13年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。

源泉分離（選択）課税適用分			合 計		
人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	12 年 / 11 年
人	千円	千円	千円	千円	%
4,483	1,480,782	518,274	156,695,985	30,202,939	103.2
—	145,263	21,859	267,829	40,160	37.1
—	※ 1,626,045	540,133	※ 156,963,814	※ 30,243,099	103.0

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額			源 泉 徴 収 税 額	左のうち租税特別措置法又は租税条約により課税の軽減を受けたもの			
		課税分	非課税又は免税分	総 額		適用の内容	人 員	支払金額	源 泉 徴 収 税 額
	人	千円	千円	千円	千円		人	千円	千円
公社債・預貯金の利子等	—	1,213,638	—	1,213,638	115,081	租税特別措置法又は租税条約の適用を受けたもの	—	—	—
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等、公募・私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配	一般分 49,809	8,164,936			1,356,093				
	源泉分離選択課税分 91	11,439			1,715				
小 計	49,900	8,176,375	114,795	8,291,170	1,357,808	租税条約の適用を受けたもの	16,923	5,512,865	825,588
匿名組合契約に基づく収益の分配	—	—	—	—	—				
給料・賞与等	4,229	2,837,003	2,621,382	5,458,385	524,863	租税条約の適用を受けたもの	—	—	—
退職所得	54	188,034	1,755	189,789	34,796	租税条約の適用を受けたもの	—	—	—
役務の報酬	3,623	2,113,716	468,422	2,582,138	400,811	租税条約の適用を受けたもの	—	—	—
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	422	26,244,932	181,724	26,426,656	3,192,520	租税条約の適用を受けたもの	306	22,285,333	2,434,503
著作権の使用料又はその譲渡による対価	33	93,238	—	93,238	10,876	租税条約の適用を受けたもの	30	77,683	7,765
貸付金の利子	29	24,577	—	24,577	2,141	租税特別措置法又は租税条約の適用を受けたもの	26	22,663	1,758
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	464	509,262	—	509,262	100,151	租税条約の適用を受けたもの	8	7,643	764
機械等の使用料	6	104,024	—	104,024	10,723	租税条約の適用を受けたもの	4	100,828	10,083
土地等の譲渡による対価	11	458,939	—	458,939	46,001				
人的役務提供事業の対価	348	616,740	53,708	670,448	95,895	租税条約の適用を受けたもの	11	224,064	22,406
生命保険契約等に基づく年金	362	158,505	—	158,505	2,669				
賞 金	23	54,267	—	54,267	8,505	租税条約の適用を受けたもの	—	—	—
合 計	—	42,793,250	※3,441,786	※46,235,036	※5,902,840	計	17,308	28,231,079	3,302,867

調査対象等：平成13年4月30日までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「法定資料の合計表（非居住者等に支払われる給与等の支払調書）」等に基づいて作成した。

（注）この表の「公社債、預貯金の利子等」は実績値であるが、その他の部分は標本調査に基づく推計値である。